

入札参加資格審査申請の手引き

建設工事

測量・設計等業務

物品調達等業務

役務提供業務

令和7・8年度

(定期受付)

令和6年9月

福島県二本松市

《目 次》

1	資格審査申請を受け付ける業種について	2 ページ
2	受付対象者	2 ページ
3	提出方法	3 ページ
4	受付期間	3 ページ
5	受付の流れ	3 ページ
6	審査基準日	4 ページ
7	入札参加資格有効期間	4 ページ
8	提出先（問合せ先）	4 ページ
9	建設業における社会保険等未加入対策について	4 ページ
10	提出書類	4 ページ
11	書類作成及び提出にあたっての注意点	4 ページ
12	入札参加資格者の取扱	8 ページ
13	申請にあたっての注意事項	9 ページ
14	入札公告及び入札制度等の情報について	11 ページ
15	建設工事の資格総合等級について（市内・準市内のみ）	11 ページ
16	提出書類一覧	12 ページ
17	入札参加資格審査申請事項の変更について	20 ページ
	（別表 1）入札参加資格審査申請受付業種一覧（建設工事）	22 ページ
	（別表 2）入札参加資格審査申請受付業種一覧（測量・設計等業務）	25 ページ
	（別表 3）入札参加資格審査申請受付業種一覧（物品調達等業務）	28 ページ
	（別表 4）入札参加資格審査申請受付業種一覧（役務提供業務）	34 ページ

はじめに

二本松市が建設工事、測量並びに工事の設計及び工事に関する調査、物品の買入れまたは保守、修繕及び役務の提供（以下「建設工事等」という。）を発注し契約締結する場合においては、原則としてその相手方が「入札参加資格者」であることが条件となります。

したがって、二本松市が発注する建設工事等の競争入札または随意契約による見積合せ（以下「競争入札等」という。）への参加を希望する場合、市の入札参加資格審査を受け、入札参加資格者となる必要があります。

今回の資格審査は、令和7・8年度において市が発注する競争入札等への参加を希望される方を対象に、入札参加資格審査申請の追加受付を行うものです。

申請を希望される方は、この手引きをよくご覧になり希望する業務区分ごとに申請書を提出してください。

1 資格審査申請を受け付ける業種について

申請は、次の4つの業務区分ごとに受付します。

- ①建設工事：建設業法で規定する29工種及びそれに付随する専門工事
.....（別表1）参照
- ②測量・設計等業務：測量並びに建設事業に係る調査、設計業務.....（別表2）参照
- ③物品調達等業務：事務機器等物品の購入、保守若しくは修繕等に係る業務
.....（別表3）参照
- ④役務提供業務：建築物等の保守管理及びその他一般業務委託等（別表4）参照

2 受付対象者

二本松市において建設工事等の入札に参加を希望する方は、以下に掲げる(1)～(9)の各号いづれにも該当していないことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4第1項各号に該当するもの
 - ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 工事等の請負契約または物品の買入れその他の契約に関して不正の行為をし、または正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため、市より競争入札等に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者で、その事実のあった後2年を経過しないもの
- (3) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
注）建設工事においては、建設業許可に加え、経営事項審査の総合評定値を取得していることが条件となります。
- (4) 工事等の請負契約、物品の買入れ、その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れたため、市より競争入札等に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合にお

いて、当該通知の日から2年を経過していない者

- (5) 競争入札等に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (6) 市区町村に納税義務を負っている者で、その納税すべき市区町村税を滞納しているもの
- (7) 国に納税義務を負っている者で、その納税すべき国税（消費税等）を滞納しているもの
- (8) 営業を開始してから2年を経過していない者
- (9) 建設工事に係る資格の審査を受けようとする者にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であつて、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

3 提出方法 郵送または持参

【郵送】

申請書類は郵便法上の一般信書に該当します。宅配便等の信書を取扱うことができない方法での送付は、郵便法に違反する可能性がありますので必ず提出方法を厳守してください。

信書を取り扱っているレターパック等を使用する際は、フォルダーに糊付けされないよう注意してください。なお、フォルダーの見出しの部分は折り曲げてもかまいません。

【持参】

申請書類の受領のみとなります。書類の確認及び審査等を行いませんのでご了承ください。

4 受付期間

令和6年11月1日～令和6年11月30日

※郵便の場合は、11月30日の消印有効とする。

※持参の場合は、土日祝日を除く。

5 受付の流れ

- ① 審査は後日行います。
- ② 入札参加資格審査申請受付結果通知書は後日（**令和7年2月中旬頃**を予定）郵送となります。その際に資格審査申請書と併せて提出を求めている「返信用封筒」で送付しますので忘れずに添付してください。
 - ※ 添付する返信用封筒は長形3号以上とし、切手を貼付（A4版サイズの書類が2～3枚程度）し、封筒返信先となる宛先（住所、社名、部署名等）も忘れずに記載してください。（返信の際は、切手の下に『不足分着払』と押印し送付します。）
- ③ 到着確認を希望する場合は、別途任意の到着確認ハガキまたは押印のできる任意の到着確認票と到着確認用封筒（切手を貼付したもの）をお付けください。到着確認は、**収受**

印の押印のみでの対応となりますのでご了承ください。また、返信用封筒の送付が1部であった場合は、入札参加資格審査申請受付結果通知書と合わせて送付いたします。

6 審査基準日 令和6年7月1日

7 入札参加資格有効期間

当該資格の認定を受けた日から令和9年3月31日まで

8 提出先（問合せ先）

部 署 福島県二本松市総務部財政課契約係

住 所 〒964-8601

福島県二本松市金色403番地1

電 話 （直通）0243-55-5082

（代表）0243-23-1111（内線522～524）

F A X 0243-22-7023

E-mail keiyaku@city.nihonmatsu.lg.jp

9 建設業における社会保険等未加入対策について

入札参加資格者名簿（建設工事）に登録しようとする場合には「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険等」という。）のすべてに加入していることを要件とします。

未加入業者に該当する場合には、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

社会保険等の加入状況の確認については、申請時に提出する経営規模等評価結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄により行います。

① すべての社会保険等の加入の有無が、「有」または「除外」となっている場合には要件を満たします。

② いずれかの社会保険等の加入の有無が、「無」となっている場合には要件を満たしませんので、申請を受け付けることができません。

なお、経営規模等評価結果通知書の審査基準日の後に社会保険等に加入している場合には、保険料の領収証書等の資料を提出していただき、加入の確認ができれば要件を満たすこととします。

10 提出書類

後述する業務区分ごとの【提出書類一覧】をご覧ください。

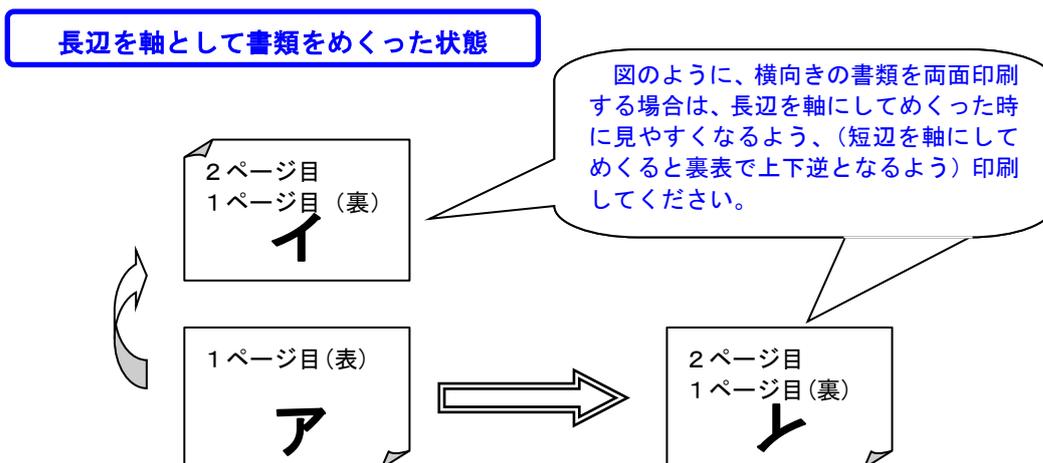
11 書類作成及び提出にあたっての注意点

（1）提出書類全般に係る留意事項

※市指定様式は最新のものを使用して作成してください。

① 各業務区分の入札参加資格審査申請書及び委任状の宛名は「二本松市長 三保恵一」と記載してください。

- ② 書類を作成する際は、極力A4サイズで揃えてください。
- ③ 書類を提出する際は、【提出書類一覧】に記載している番号順に揃えてください。
※インデックス等による番号付番不要です。
- ④ 市指定様式を作成する際は、別掲の記載例を参考に、誤記入や記入漏れ等が無いように注意してください。
- ⑤ 作成書類が複数ページになる場合は、できるだけ両面印刷で提出してください。なお、印刷する際は向きにも注意し、特に業務経歴書等横向きの書類の場合は、長辺を基準として見やすい方向（裏表で上下が逆）になるように作成してください。

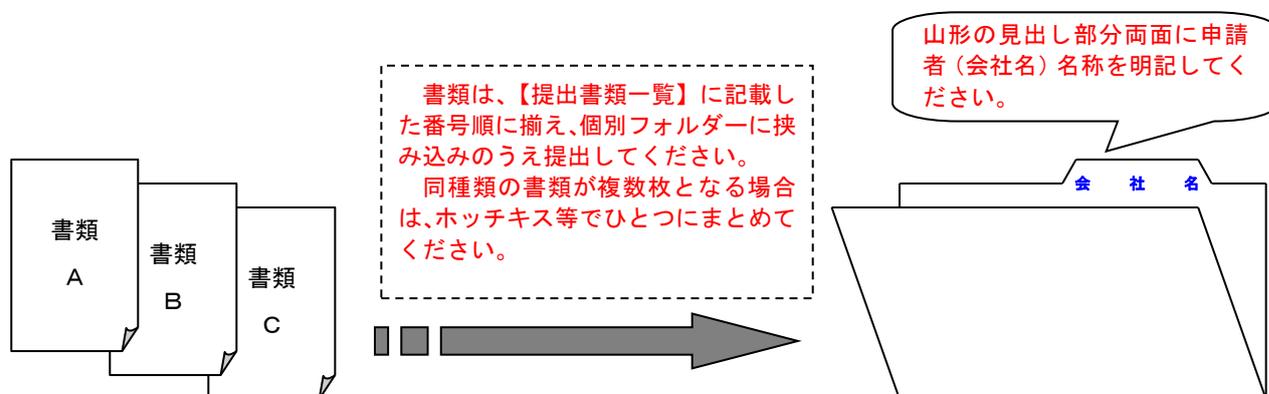


- ⑥ 市指定様式またはその他添付書類が複数枚になる場合は、同一書類ごとにホッチキスやとじ紐等で綴じて提出してください。
- ⑦ 提出書類は、**A4サイズの個別フォルダー (KOKUYO A4-IFF 型もしくはそれと同等品)**に挟みこみ、**見出し (山形) 部分両面に商号及び名称 (会社名) を明記のうえ提出**して下さい。

注1) 個別フォルダー見出し部分両面に会社名を記載してください。

注2) 個別フォルダーは、穴を開けて金具等で綴じる必要はありません。

注3) 個別フォルダー以外 (フラットファイル等) での提出は、受付いたしません。



(2) 個別フォルダーの色指定について

業務区分ごとに個別フォルダーの色を指定しています。

なお、下記に示した品番は、参考のものであり、同等品でかつ同色系であれば、他の

製品でも差し支えありません。

①建設工事：青色系 (KOKUYO A4-IFF-B)

②測量・設計等業務：ピンク色系 (KOKUYO A4-IFF-P)

③物品調達等業務：黄色系 (KOKUYO A4-IFF-Y)

④役務提供業務：緑色系 (KOKUYO A4-IFF-G)

(3) 提出部数について

提出書類の部数は原則1部となりますが、提出書類の中には2部提出を求めているものもありますので、留意してください。

(4) 官公庁発行書類（登記事項証明書、納税証明書等）について

管轄・発行する官公署において定めた様式により提出して下さい。

また、発行日が申請書提出日より起算して3か月以内のものとしてください。3か月以上経過しているものは受付いたしません。

なお、印影及び記載事項がはっきりと確認できるものであればコピーでも差し支えありません。

(5) 滞納がない証明書または納税証明書について

各市区町村民税または法人税、消費税及び地方消費税の納税義務を負っている方は、滞納がない証明書（完納証明書）または納税証明書（納税猶予を受けている場合を含む）を提出してください。

ただし、該当する市区町村の各種市区町村民税、法人税及び所得税が一切賦課されていない場合は、納税証明書を提出しなくても差し支えありません。

① 二本松市内または準市内（委任先を二本松市内の営業所に置く者）での所在地登録を希望する者

（二本松市から市民税を賦課されている者）

- ・市指定様式の納税証明書（第1号の8の2様式）
- ・所在地証明書（準市内登録希望者のみ）

(ア) 納税証明書の取得方法

市指定様式の納税証明書（第1号の8の2様式）に必要事項を記入し、税務証明交付請求書（市役所市民課、各支所地域振興課窓口備付の緑色用紙）を添付のうえ、市役所市民課または各支所地域振興課へ請求してください。

請求には次の書類及び発行手数料（1件300円）が必要となります。

- ・印鑑
- ・代表者以外の方が交付請求する場合は代表者の委任状
- ・窓口で請求する方（代理人、使者の方を含みます）の本人確認書類
（運転免許証など写真付きの身分を証明するものを提示してください）

(イ) 所在地証明書の取得方法

税務証明交付請求書（市役所市民課、各支所地域振興課窓口備付の緑色用紙）に必要事項を記入し、市役所市民課または各支所地域振興課へ請求してください。

② 二本松市以外及び準市内以外（本社、本店または委任先営業所等が二本松市以外）での所在地登録を希望する者

（二本松市以外の市区町村から市区町村民税を賦課されている者）

(ア) 証明すべき税目

【法人の場合】

- ・ 法人住民税（東京都23区内の場合、法人住民税）、固定資産税及び軽自動車税のうち賦課された税金が未納でないことの証明書

【個人の場合】

- ・ 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のうち賦課された税金が未納でないことの証明書

(イ) 滞納がない証明書または納税証明書を取得する市区町村

【委任先を定めない場合】

- ・ 申請者（本社等）住所のある市区町村

【委任先を定める場合】

- ・ 委任先住所のある市区町村

注1 委任先を定める場合は、申請者（本社等）所在地市区町村についての納税証明は不要です。

注2 委任先を定める場合、その委任先が設立したばかりなどの理由で納税証明書を取得できない場合は、その代替書面として委任先のある市区町村の法人所在地証明（法人市民税課税台帳記載事項証明書）を提出してください。

注3 東京都23区内にある事業所で登録を希望される場合は、申請者または委任先営業所が東京都から賦課された税金のうち、未納がないことを証明できる書面を提出してください。

(ウ) 滞納がない証明書または納税証明書の取得方法

各市区町村で定める手続き等により申請し取得して下さい。また証明書様式は、各市町村で定めるもので提出してください。

③ 法人税、消費税及び地方消費税が賦課されている者

【提出書類】

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書

※ 次の様式のうち、いずれか1枚を提出してください。

様式	証明の内容	法人	個人
国税通則法施行規則別紙第9号書式 その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		○
国税通則法施行規則別紙第9号書式 その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	○	

国税通則法施行規則別紙 第9号書式 その3	法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書 個人にあっては、申告所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書	○	○
--------------------------	--	---	---

(6) 官公庁発行書類の交付先について

- ・ 登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項証明書)
 - ： 本社所在地のある法務局
- ・ 身分証明書
 - ： 本籍地のある市区町村窓口
- ・ 【市 税】 納税証明書(二本松市)
 - ： 二本松市役所市民課または各支所地域振興課
- ・ 【市区町村民税】 納税証明書(他市区町村)
 - ： 未納のないことを証明すべき市区町村民税を所管する市区町村窓口
- ・ 【国 税】 納税証明書
 - ： 賦課されている事業所を所轄する税務署
- ・ 法人所在地証明書(法人市民税課税台帳記載事項証明書)
 - ： 二本松市役所市民課または各支所地域振興課
(二本松市以外にあっては、法人住民税を所管する市区町村窓口)

12 入札参加資格者の取扱い

(1) 入札参加資格者名簿の登録及び公表

資格審査の結果、市で規定した事項を満たしていれば入札参加資格者として【入札参加資格者名簿】に登録します。

名簿には、市が業務を発注する際における業者選定事務の資料とするため、住所、商号または名称、代表者役職氏名、電話番号及びその他必要な事項を登録します。

なお、市長が特に必要と認めた場合には、登録内容の一部または全部を一般に公表する場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、名簿登録後において、二本松市入札参加資格審査実施要綱第2条各号に該当するなど、入札参加資格者に相応しくないと認められる場合は、入札参加資格を取消す場合があります。さらに、談合や役員逮捕等不正または不誠実な行為が発覚した場合は、二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領により、入札参加資格の制限を行う場合があります。

(2) 所在地区分等

入札参加資格審査申請の際に本社、本店(以下「本社等」という。)または委任先の住所により、9通りに区分した所在地で登録を行い、発注の際の目安とします。

所在地の区分は、以下のとおりです。

- ① 二本松市内：二本松市内に本社等を置く者
- ② 準 市 内：委任先を二本松市内に置く者(本社等は二本松市以外)
- ③ 安 達 管 内：本宮市または大玉村に本社等または委任先を置く者
- ④ 県 北 管 内：福島市、伊達市及び伊達郡内に本社等または委任先を置く者
- ⑤ 県 中 管 内：郡山市、須賀川市、田村市、田村郡内、石川郡内及び岩瀬郡内に本社等または委任先を置く者

- ⑥ 福島県内：上記①から⑤に記載した以外の福島県内市区町村に本社等または委任先を置く者
- ⑦ 宮城県内：宮城県内に本社等または委任先を置く者
- ⑧ 福島県外：福島県内及び宮城県内以外に本社等または委任先を置く者
- ⑨ 特殊法人：民法第33条及び特別法に基づいて設立された公益法人
(公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人、独立行政法人、特定非営利活動法人)

13 申請にあたっての注意事項（申請手続の前に必ずお読みください。）

- (1) 申請に当たっては、本手引き及び二本松市入札参加資格審査実施要綱（二本松市告示第119号）を熟読のうえ手続きしてください。
- (2) 申請に当たっては、巻末の入札参加資格審査申請受付業種一覧（別表1）から（別表4）をよく確認し、入札参加を希望する業種の申請に漏れないよう十分注意してください。
例えば、造園工事と庭木の剪定業務を希望するような場合は、「建設工事」と「役務提供業務」それぞれで申請手続を行う必要があります。
- (3) 複数申請（例：建設工事と測量・設計等業務、物品調達等業務と役務提供業務）をする場合は、それぞれの業務区分ごとの審査申請が必要です。その場合は、同日にまとめて申請してください。
- (4) 入札参加資格審査申請は、行政書士による代行申請も可能です。
ただし、代行申請に伴い事故等があった場合は、市はその責任を一切負いません。
なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られています。
- (5) 「入札参加資格審査申請受付結果通知書」は後日送付となりますので、返信用封筒を忘れずに添付してください。（返信用封筒については、「5 受付の流れ」（3ページ）を参照してください。）
なお、複数の業務区分を同時に申し込む場合の返信用封筒は、1通でも差し支えありません。
- (6) 提出書類は原則として市指定様式としていますが、一部様式については、指定様式にある記載事項が明記されている場合に限り、独自様式で提出しても差し支えありません。
なお、任意様式で提出できる書類については、後述の「16 提出書類一覧」（12ページから19ページ）をご覧ください。
- (7) 市指定様式の書類の作成にあたっては、それぞれの様式記載例を参考のうえ、誤記入または記入漏れ等がないよう十分注意してください。

(8) 滞納がない証明書または納税証明書は、「11 書類作成及び提出にあたっての注意点 (5) 滞納がない証明書または納税証明書について」(6 ページ) を熟読し、間違いのないよう提出してください。

なお、委任先を設ける場合は、委任先所在地を管轄する市区町村納税証明書が必要となります。この場合、本社所在地市区町村納税証明書は提出する必要はありません。

(9) 入札参加資格審査申請書類に記載した事項と請求書に記載した事項で記載内容が異なる場合があると、代金支払い時に支障が生じる場合があります。

支払事務を円滑にするためにも、申請書及び登録票を作成する際は、次の事項に注意して下さい。

① 代表者(委任者)の役職名及び氏名

申請書及び登録票には、契約書や請求書に通常明記している名称で記載して下さい。特に「ワタナベ(渡辺、渡邊、渡邊)」の「ナベ」や「サイトウ(斉藤、齋藤、齋藤、齊藤)」の「サイ」などに多くみられる簡易表記と通常表記がある苗字の場合などは注意して下さい。

② 所在地(住所)

番地を記載する際には、登録した住所を契約書で使用するため、「〇〇番地△」や「〇〇番△号」など各市区町村で定めている住所表記で正しく記載して下さい。

※使用されることが多い「-」(ハイフン)で記載しないでください。

(10) 提出書類の作成は、パソコンまたは手書きどちらでも差し支えありません。

ただし、手書きで記入する際の文字は楷書で明瞭に記載してください。

(11) 次の条件を全て満たしている営業所等がある場合は、その営業所等に契約等の権限を委任しても差し支えありません。委任先は、1 申請者 1 業務区分ごとに 1 箇所定めることができます。

① 営業するにあたり関係法令(建設業法、測量法など)で規定する要件を満たした営業所であること。

② 常勤する者が 1 名以上いる営業所であること。

③ 入札及び見積、契約締結及び請求に関する権限を委任している営業所であること。

※ 上記①については許可行政庁等に事実確認をする場合がありますので、必ず法令で規定する要件を満たした営業所を委任先として定めてください。

※ 委任先を定めた場合、委任先以外の営業所(本社・本店等を含む。)との契約行為等はできなくなりますので注意してください。

(12) 申請書及びその他の添付書類について虚偽の事項を記載した場合は、入札参加資格者となることはできません。万一資格を有することになり得ても虚偽の事実が判明した時点で直ちに失効することになります。

(13) 申請事項に変更が生じた場合は、「17 入札参加資格審査申請事項の変更について」(20 ページ)により速やかに変更届を提出してください。

営業に関する許可・認可及び経営事項審査結果を更新された場合についても、更新後、速やかに証明書等の写しを提出してください。

14 入札公告及び入札制度等の情報について

名簿登録後は、市ウェブサイト「入札・契約情報コーナー」を定期的に見直し、入札公告や入札制度の変更等の情報を随時確認してください。

15 建設工事の資格総合等級について（市内・準市内業者の方のみ）

(1) 二本松市内に居住する新卒者（雇用の結果、二本松市内に居住することになった者を含む。）を正規雇用している業者に、主観点数を加算しています。審査基準日（令和6年7月1日）から過去1年以内に、二本松市内に居住する新卒者を正規雇用した場合に、新卒者1名につき5点加算（上限20点）します。卒業証書または卒業証明書の写し及び健康保険被保険者証等の写しを添付してください。

※新卒者とは、審査基準日の3年前の年度の4月1日以降に学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校または職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者とする。なお、採用前の職歴があっても可とする。

(2) 協力雇用主の登録をしている業者に対して、主観点数に10点を加算しています。また、二本松市消防団協力事業所の認定を受けている業者に対して、主観点数に10点加算しています。それぞれ登録や認定が証明できる書類の写しを添付してください。

※(1)・(2)は基本的に申請主義となります。「建設工事入札参加資格審査申請登録票（第1号の9様式）の右下の該当欄に○を付け、証明書類を添付してください。

16 提出書類一覧（建設工事－その1）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
1	個別フォルダー（青色 A4 サイズ）	【KOKUYO A4-IFF_B】と同等の規格のもの ※フラットファイル及びクリアファイルでの提出は認めない。	必須
2	返信用封筒（受領書を封書で送付の場合は2部）	封筒の規格は、長形3号以上とし、返信に必要な金額の切手を貼り、宛名を記入すること	必須
3	建設工事入札参加資格審査申請提出書類確認票	市指定様式で提出	必須
4	建設工事入札参加資格審査申請登録票（第1号の9様式）		必須
5	経営事項審査に係る総合評定値通知書 ※写し可	通知書の審査基準日が申請書提出日より逆算して1年7か月以内のもの（2部提出）	必須
6	社会保険等に加入していることを証明する書面（保険料領収証書等）	経営事項審査結果通知書において社会保険等のいずれか1つでも「無」となっている場合提出	
7	建設工事従事技術者名簿（第1号の3様式）	市内及び準市内での登録を希望する場合のみ提出（2部提出）	
8	建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）		必須
9	建設工事事業資格技術者調票（第1号の2様式）		必須
10	技術者経歴書（第1号の4様式）	登録を希望する工事種別ごとに作成のこと ※任意様式可	必須
11	工事経歴書（第1号の5様式）	登録を希望する工事種別ごとに作成のこと ※任意様式可	必須
12	完成工事高集計表（第1号の6様式）		必須
13	営業所に配置する専任技術者一覧（第1号の7様式）	※任意様式可	必須
14	営業所一覧表（第1号の8様式）	委任先を定める場合のみ提出 ※任意様式可	
15	建設業許可通知書 ※写し可	希望する工事種別の建設業許可通知書	必須
16	直前2か年分の財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等財務関係が分かる書類を決算期2期分提出 ※個人の場合は、営業年度2期分の収支決算書	必須
17	登記事項証明書（法人の場合） ※写し可 身分証明書（個人の場合） ※写し可	※ 登記事項証明書は現在事項証明書または履歴事項証明書のいずれかとする。 ※身分証明書は、市区町村が発行するものに限る	必須
18	委任状	市様式またはそれに準ずる様式で提出 ※委任先を定める場合のみ	
19	所在地証明書 ※写し可	※ 二本松市内に委任先を定める場合は、必ず提出 ※ 二本松市以外に委任先を定める場合は、営業所等を設立したばかりでなどの理由により、市区町村で納税証明書を発行できない場合のみ提出	

16 提出書類一覧（建設工事－その2）

No.	提出書類	提出書類補足説明	提出必要有無
20	【都・市区町村税】滞納のない証明書または納税証明書の写し ※徴収猶予されている場合は、徴収猶予許可通知書	市内及び準市内登録希望者の納税証明書については第1号の8の2様式、それ以外の市区町村については各市区町村が発行する滞納のない証明書または納税証明書を提出 ※ 委任先を定める場合は、委任先営業所等がある市区町村の納税証明書を提出 ※ 賦課されていない場合は、提出不要	必須
21	【国税】納税証明書 (納税の猶予許可通知書の写しまたは納税証明書(その1)) ※写し可	個人事業者は【その3の2】または【その3】、法人事業者は【その3の3】または【その3】様式で提出 ※ 賦課されていない場合は、提出不要	必須
22	誓約書		必須
23	I S O (9000・14000) 登録証		
24	福島県次世代育成支援企業認証を受けていることを証明する書面		
25	障害者法定雇用義務を遵守していることを証明する書面		
26	二本松市水道条例で規定する「指定給水装置工事事業者」の登録があることを証明する書面		
27	二本松市簡易水道条例で規定する「指定給水装置工事事業者」の登録があることを証明する書面	登録等を受けていることを建設工事入札参加資格審査申請登録票（第1号の9様式）に記載した場合のみ提出 ※登録票に記載がないものは提出不要 ※写し可	
28	二本松市下水道条例で規定する「排水設備指定工事店」の登録があることを証明する書面		
29	二本松市居住の新卒者を雇用したことを証明する書面 (卒業証明書等及び健康保険被保険者証の写)		
30	協力雇用主の登録があることを証明する書面		
31	二本松市消防団協力事業所認定を証明する書面 (表示証交付書の写)		
32	鉄道建設・運輸施設整備支援機構請負者登録（鉄道特異工事施工能力）があることを証明する書面 ※インターネットの場合は、名簿の画面印刷でも可。	※ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事請負資格確認書等	

16 提出書類一覧（測量・設計等業務）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
1	個別フォルダー（ ピンク色 A4サイズ ）	【KOKUYO A4-IFF_P】と同等の規格のもの ※ フラットファイル及びクリアファイルでの提出は認めない	必須
2	返信用封筒（受領書を封書で送付の場合は2部）	封筒の規格は長形3号以上とし、返信に必要な金額の切手を貼り、宛名を記入すること	必須
3	測量・設計等業務入札参加資格審査申請提出書類確認票	市指定様式で提出	必須
4	測量・設計等業務入札参加資格審査申請登録票（第2号の7様式）		必須
5	測量・設計等業務従事技術者名簿（第2号の3様式）	市内及び準市内での登録を希望する場合のみ提出（2部提出）	
6	測量・設計等業務入札参加資格審査申請書（第2号様式）		必須
7	業態調書（第2号の2様式）		必須
8	技術者経歴書（第2号の4様式）	登録を希望する業務種別ごとに作成のこと ※任意様式可	必須
9	業務経歴書（第2号の5様式）	登録を希望する業務種別ごとに作成のこと ※任意様式可	必須
10	営業所一覧表（第2号の6様式）	委任先を定める場合のみ提出 ※任意様式可	
11	コンサルタント等現況報告書	直近2か年分を提出 ※ コンサルタント登録または地質調査事業者登録を受けている場合のみ	
12	入札参加希望業種が許可・登録等を受けていることを証明する書類 ※写し可	業態調書に記載した業務の許可等を有していることを証明する書面（測量業者登録通知書・建築士事務所登録通知書・不動産鑑定業者登録通知書等（証明書も可）） ※ 許可等が必要ない業種を希望する場合、かつ、それらの登録を受けていない場合は提出不要	
13	直前2か年分の財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等財務関係が分かる書類を決算期2期分提出 ※ 個人の場合は、営業年度2期分の収支決算書	必須
14	登記事項証明書（法人の場合） ※写し可 身分証明書（個人の場合） ※写し可	※ 登記事項証明書は現在事項証明書または履歴事項証明書のいずれかとする。 ※身分証明書は、市区町村が発行するものに限る	必須
15	委任状	市様式またはそれに準ずる様式で提出 ※ 委任先を定める場合のみ	
16	所在地証明書 ※写し可	※ 二本松市内に委任先を定める場合は、必ず提出 ※ 二本松市以外に委任先を定める場合は、営業所等を設立したばかりでなどの理由により、市区町村で納税証明書を発行できない場合のみ提出	
17	【市区町村税】滞納のない証明書または納税証明書の写し ※徴収猶予されている場合は、徴収猶予許可通知書	市内及び準市内登録希望者の納税証明書については第1号の8の2様式 、それ以外の市区町村については各市区町村が発行する納税証明書により提出 ※ 委任先を定める場合は、委任先営業所等がある市区町村の納税証明書を提出 ※ 賦課されていない場合は、提出不要	必須

16 提出書類一覧（測量・設計等業務－その２）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
18	【国税】納税証明書 （納税の猶予許可通知書の写しまたは納税証明書（その１）） ※写し可	個人事業者は【その３の２】または【その３】、法人事業者は【その３の３】または【その３】様式で提出 ※賦課されていない場合は、提出不要	必須
19	誓約書		必須
20	I S O（9000・14000）登録証 ※写し可	登録等を受けている場合のみ提出	

16 提出書類一覧（物品調達等業務）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
1	個別フォルダー（ 黄色 A4サイズ ）	【KOKUYO A4-IFP_Y】と同等の規格のもの ※ フラットファイル及びクリアファイルでの提出は認めない	必須
2	返信用封筒（受領書を封書で送付の場合は2部）	封筒の規格は長形3号以上とし、返信に必要な金額の切手を貼り、宛名を記入すること	必須
3	物品調達等業務入札参加資格審査申請提出書類確認票	市指定様式で提出	必須
4	物品調達等業務入札参加資格審査申請登録票（第3号の6様式）		必須
5	物品調達等業務入札参加資格審査申請書（第3号様式）		必須
6	経営状況調書（第3号の2様式）		必須
7	官公庁納入実績一覧表（第3号の3様式）	※任意様式可	
8	営業許可（登録・認可・届出）一覧表（第3号の4様式）	営業するにあたり許可等を必要としない場合は提出不要 ただし、任意の登録等を受けている場合、それら名称を記載し提出しても差し支えない ※任意様式可	
9	入札参加希望業種が許可・登録等を受けていることを証明する書類 ※写し可	上記書類を提出する場合のみ、それを証明する書面を提出すること	
10	営業所一覧表（第3号の5様式）	<u>委任先を設ける場合のみ提出</u> ※任意様式可	
11	代理店特約店証明書 ※写し可	メーカー等と特約店等の契約を結んでいることを証明する書面 ※該当ある場合のみ提出	
12	直前2か年分の財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等財務関係が分かる書類を決算期2期分提出 ※個人の場合は、営業年度2期分の収支決算書	必須
13	登記事項証明書（法人の場合） ※写し可 身分証明書（個人の場合） ※写し可	※ 登記事項証明書は現在事項証明書または履歴事項証明書のいずれかとする。 ※身分証明書は、市区町村が発行するものに限る	必須
14	委任状	市様式またはそれに準ずる様式で提出 ※ <u>委任先を定める場合のみ</u>	
15	所在地証明書 ※写し可	※ 二本松市内に委任先を定める場合は、必ず提出 ※ 二本松市以外に委任先を定める場合は、営業所等を設立したばかりでなどの理由により、市区町村で納税証明書を発行できない場合のみ提出	
16	【市区町村税】滞納のない証明書または納税証明書の写し ※徴収猶予されている場合は、徴収猶予許可通知書	<u>市内及び準市内登録希望者の納税証明書については第1号の8の2様式</u> 、それ以外の市区町村については各市区町村が発行する納税証明書により提出 ※ 委任先を定める場合は、委任先営業所等がある市区町村の納税証明書を提出 ※ 賦課されていない場合は、提出不要	必須

16 提出書類一覧（物品調達等業務－その２）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
17	【国税】納税証明書 （納税の猶予許可通知書の写しまたは納税証明書(その1)） ※写し可	個人事業者は【その3の2】または【その3】、法人事業者は【その3の3】または【その3】様式で提出 ※賦課されていない場合は、提出不要	必須
18	誓約書		必須
19	I S O（9000・14000）登録証 ※写し可	登録等を受けている場合のみ提出	

16 提出書類一覧（役務提供業務）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
1	個別フォルダー（ 緑色 A4サイズ ）	【KOKUYO A4-IFF_G】と同等の規格のもの ※ フラットファイル及びクリアファイルでの提出は認めない	必須
2	返信用封筒（受領書を封書で送付の場合は2部）	返信に必要な金額の切手を貼り、宛名を記入すること	必須
3	役務提供業務入札参加資格審査申請提出書類確認票	市指定様式で提出	必須
4	役務提供業務入札参加資格審査申請登録票（第4号の6様式）		必須
5	役務提供業務入札参加資格審査申請書（第4号様式）		必須
6	経営状況調書（第4号の2様式）		必須
7	官公庁納入実績一覧表（第4号の3様式）	※任意様式可	
8	営業許可（登録・認可・届出）一覧表（第4号の4様式）	経営状況調書（第4号の2様式）に記載した登録等の詳細を記載し提出すること。 ただし、入札参加希望業種を営業するにあたり、許可等を受けることが必要とされていない業種で、かつ、経営状況調書「登録を受けている業種」欄に必要事項を記載しない場合は提出不要 ※任意様式可	
9	入札参加希望業種が許可・登録等を受けていることを証明する書類 ※写し可	上記書類を提出する場合のみ、それを証明する書面を提出すること	
10	営業所一覧表（第4号の5様式）	委任先を定める場合のみ提出 ※任意様式可	
11	直前2か年分の財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等財務関係が分かる書類を決算期2期分提出 ※個人の場合は、 営業年度2期分の収支決算書	必須
12	登記事項証明書（法人の場合） ※写し可 身分証明書（個人の場合） ※写し可	※ 登記事項証明書は現在事項証明書または履歴事項証明書のいずれかとする。 ※身分証明書は、市区町村が発行するものに限る	必須
13	委任状	市様式またはそれに準ずる様式で提出 ※ 委任先を定める場合のみ	
14	所在地証明書 ※写し可	※ 二本松市内に委任先を定める場合は、必ず提出 ※ 二本松市以外に委任先を定める場合は、営業所等を設立したばかりでなどの理由により、市区町村で納税証明書を発行できない場合のみ提出	
15	【市区町村税】滞納のない証明書または納税証明書の写し ※徴収猶予されている場合は、徴収猶予許可通知書	市内及び準市内登録希望者の納税証明書については第1号の8の2様式 、それ以外の市区町村については各市区町村が発行する納税証明書により提出 ※ 委任先を定める場合は、委任先営業所等がある市区町村の納税証明書を提出 ※ 賦課されていない場合は、提出不要	必須
16	【国税】納税証明書（納税の猶予許可通知書の写しまたは納税証明書（その1）） ※写し可	個人事業者は【その3の2】または【その3】、法人事業者は【その3の3】または【その3】様式で提出 ※賦課されていない場合は、提出不要	必須

16 提出書類一覧（役務提供業務－その2）

No.	提出書類	提出書類補足説明	必須書類有無
17	誓約書		必須
18	I S O (9000・14000) 登録証 ※写し可	登録等を受けている場合のみ提出	

17 入札参加資格審査申請事項の変更について

申請書提出後に変更が生じた場合は、「入札参加資格審査申請事項変更届（以下『変更届』という。）及び下表の必要書類を財政課契約係まで速やかに提出して下さい。

また、業務区分ごとに書類が必要となります。（例：建設工事と役務提供を登録されている場合は、業種区分ごとの変更届（委任先がある場合は委任状）及び下表の必要書類（同じもの）を2部送付してください。）

【入札参加資格審査申請事項変更届出書添付書類一覧】

変 更 内 容	建設工事	建設工事以外	備 考
商号または名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 委 任 状（委任先がある場合のみ提出）		
所 在 地	登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）		
代表者役職名	使 用 印 鑑 届（使用印鑑が変わる場合のみ提出） 委 任 状（委任先がある場合のみ提出）		
代 表 者	登記事項証明書（個人の場合は身分証明書） 委 任 状（委任先がある場合のみ提出） 使 用 印 鑑 届（使用印鑑が変わる場合のみ提出）		委任先を定めている場合、 使用印鑑届の提出は不要
資 本 金	登記事項証明書		
使用印鑑	使用印鑑届出		委任先を定めている場合は、 委任先の使用印鑑が変わった場合に提出
電話番号、FAX番号、メールアドレス	変更となった電話番号、FAX番号、メールアドレスが分かる書類（任意様式） ※事項変更届に記載しても差し支えありません		委任先の場合も同様
入札参加希望業種の追加・削除※1 (※1 削除の場合は変更届出のみ)	経営事項審査結果通知書 追加工種の ・建設業許可証明書 ・技術者経歴書 ・工事経歴書	・業態調書または経営状況調書 ・許可等が必要な業種の場合は、 許可等を受けていることを証明する書面 ・追加業種の業務経歴書 (測量・設計等業務の場合のみ)	
営業所等に配置する専任技術者	営業所に配置する専任技術者一覧（第1号の7様式）	—	建設業施行規則で定める第 二条第4項に規定する様式 でも差し支えありません
ISO、次世代育成支援企業等への 新規登録	新たに登録または加入したことを証明する書類		
住民税特別徴収	住民税特別徴収実施確認・誓約書		
許可・経営事項審査結果等の更新	許可等を更新したことを証明する書類		変更届書の提出は省略し ても差し支えありません。
登録技術者の変更	※ 市ホームページ「登録技術者の 変更について」を参照のこと	—	市内、準市内登録業者の み
入札参加資格審査申請取下げ	入札参加資格審査申請取下げ書（任意様式）		
廃 業	廃 業 届（任意様式）		
委任先名称	委 任 状 登記事項証明書 (委任先が登記事項証明書に記載のある営業所の場合のみ)		
委任者役職、氏名	委 任 状 使 用 印 鑑 届（使用印鑑が変わる場合のみ提出）		

変更内容	建設工事	建設工事以外	備考
委任先所在地	登記事項証明書 (委任先が登記事項証明に記載のある営業所の場合のみ)		委任先が登記事項証明に記載のある営業所でない場合は変更届のみ
委任先の変更・新設・削除 ※2 (※2 削除の場合は変更届出のみ)	委任状 技術者名簿 ※3 (※3 二本松市内に営業所を新設する場合で、かつ、建設工事及び測量設計等業務で登録している場合のみ提出) 委任先の住所・電話、FAX 番号が分かる書面 使用印鑑届 (使用印鑑に変更がある場合のみ) 委任先のある市区町村税納税証明書 (同市区町村内への変更の場合は提出不要) 所在地証明書 (法人市民税課税台帳記載事項証明書) ※4 (※4 二本松市内に委任先を設ける場合、または二本松市以外の委任先において納税証明書が発行されない場合のみ提出)		住所、電話番号、FAX 番号等は変更届書に記入しても差し支えありません。
	営業所に配置する専任技術者一覧	営業所一覧表	

(1) 変更届提出にあたっての留意事項

- ① 提出は郵送または持参、いずれの方法でも構いません。
- ② 複数の業務に登録がある場合は、登録があるそれぞれの業務区分ごとに変更届を提出してください。
ただし、希望業種を追加または削除する場合は、該当する登録業務のみ提出してください。
- ③ 変更届を受理した後、二本松市からは、受理した旨の通知等は特に行いません。
受理票等の送付を希望される場合は、受理票及び返信用封筒または受理確認返信用ハガキ等を添付してください。
※ 返信用封筒等は必ずしも登録業務数添付しなくても差し支えありません。
- ④ 委任状及び使用印鑑届については、一般的な要件を具備していれば任意様式でも差し支えありません。
- ⑤ 入札参加資格審査取下げ書及び廃業届は、自社で作成した任意様式で提出してください。
- ⑥ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) は、発行日が変更届提出日の3か月以内で、かつ、文字等が容易に分かるもの (印影があるものについては、その印影がはっきりと確認できるもの) であればコピーでも差し支えありません。
- ⑦ 合併等特殊な事項変更または不明な点がありましたら財政課契約係までお問合せください。

(2) 入札参加資格審査事項変更届提出先 (問合せ先)

- ・宛 先 福島県二本松市総務部財政課契約係
- ・住 所 〒964-8601
- ・福島県二本松市金色403番地1
- ・電 話 (直通) 0243-55-5082
(代表) 0243-23-1111 (内線 522~524)
- ・F A X 0243-22-7023
- ・E-mail keiyaku@city.nihonmatsu.lg.jp

(別 表1)

入札参加資格審査申請受付業種一覧（建設工事）

建設業許可区分	登録コード	申請受付工種	工事の内容	工事の例示
土木一式工事	10	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（プレストレストコンクリートを除く。）を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	道路工事、河川工事、土地区画整理工事、土地造成工事、排水路整備工事、ほ場整備工事、農林道整備工事、下水道本管理設工事
	11	プレストレストコンクリート工事	総合的な企画、指導、調整のもとにプレストレストコンクリート（以下「PC」）工作物を建設する工事	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事、PCタンク工事、PCサイロ工事
建築一式工事	20	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	鉄骨又は鉄筋コンクリート造建築物工事、木造建築物工事、プレハブ造建築物工事
大工工事	30	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	40	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	50	とび・土工・コンクリート工事	イ. 足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事	イ. とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ. 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ. コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
	51	交通安全施設工事	ガードレール又は標識等を組み立て設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識設置工事、防音壁工事
	52	法面処理工事	法面処理のためにモルタル又は種子を吹付ける工事	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル内防水工事
石工事	60	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	70	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事
電気工事	80	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	90	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水工事、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事

建設業許可区分	登録コード	申請受付工種	工事の内容	工事の例示
タイル・れんが・ブロック工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又は張付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	110	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
	111	鋼橋上部工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより鋼橋梁等を築造する工事	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
鉄筋工事	120	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	130	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	140	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	150	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	160	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	170	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
	171	区画線設置工事	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	路面表示工事、屋内コートライン工事
防水工事	180	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	190	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	200	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	210	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	220	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	230	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	240	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

建設業許可区分	登録コード	申請受付工種	工事の内容	工事の例示
建具工事	250	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	260	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事、上水道送配水管布設工事
消防施設工事	270	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	280	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	290	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【建設工事申請登録にあたっての注意事項】

- ① 登録にあたっては建設業許可の他に当該工事の経営事項審査に係る総合評定通知書の総合評定値を有していることが必要です。
- ② 委任先での登録を希望する場合、委任先営業所において登録を希望する工事種別の建設業許可を有していることが必要です。その際、営業所で有している建設業許可以外の工事登録はできません。
- ③ 次に掲げる業務の入札参加資格登録を希望する場合は、【物品調達等業務】の該当業種で別途申請してください。
 - ◇建設機械のオペレーター付きリース
 - ◇建設資材又は仮設材などの賃貸
- ④ 次に掲げる業務の入札参加資格登録を希望する場合は、【役務提供業務】の該当業種で別途申請してください。
 - ◇樹木等の剪定等庭園管理、森林整備又は造林に係る業務
 - ◇道路維持業務における路面清掃
 - ◇地下埋設管の調査又は清掃等に係る業務
 - ◇建築設備（電気、消防、冷暖房衛生、舞台装置等）の保守点検業務
 - ◇その他一般的に建設業にあたらないと考えられる業務

(別 表2)

入札参加資格審査申請受付業種一覧（測量・設計等業務）

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
201	測量	1	測量一般	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
		2	地図の調製	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する地形図等の作成
		3	航空測量	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
202	建築関係 建設コンサルタント	1	建築一般	建築工全般についての調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計積算監理
		2	意匠	建築意匠に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		3	構造	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
		4	暖冷房	建築工事に係る空気調和設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		5	衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		6	電気	建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		7	建築積算	建築設計における積算数量の算出
		8	機械積算	建築工事に係る機械設備に関する積算数量の算出
		9	電気積算	建築工事に係る電気設備に関する積算数量の算出
		10	調査	建築物の耐震診断法的条件、配置上、機能上、耐力上の調査及び既存建築物の現況調査及び報告書等の作成
		11	耐震診断	建築物の耐震診断調査及び耐震補強工事に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		12	地区計画及び地域計画	建築工事に係る地区計画及び地域計画の策定
203	土木関係 建設コンサルタント	1	河川・砂防及び海岸・海洋	治水利用計画、砂防計画若しくは海岸・海洋保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理
		2	港湾及び空港	港湾若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
		3	電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
		4	道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路（交通関係施設含む。）に関する工事の設計若しくは監理
		5	鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
203	土木関係 建設コンサルタント	6	上水道及び工業用水道	上水道計画及び工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		7	下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		8	農業土木	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		9	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		10	水産土木	水産環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		11	廃棄物	ごみ、し尿処理、廃水処理等に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		12	造園	公園緑地計画、園路整備、遺構保護（盛土保護、環状列石保護・復元）、景観復元等に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		13	都市計画及び地方計画	土地利用計画、開発事業等都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		14	地質	地質に関する調査、企画、立案又は助言
		15	土質及び基礎	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		16	鋼構造物及びコンクリート	鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		17	トンネル	トンネル構造に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		18	施工計画、施工設備及び積算	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
		19	建設環境	建設事業にかかる環境保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		20	機械	建設機械、運搬機械、暖冷房及び冷凍機械等機械設備に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		21	電気・電子	発送配変電、情報通信、電気・電子応用、電位設備技術等に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		22	宅地造成	宅地造成工事に関する調査、企画、立案及び設計
		23	電算・計算関係	建設事業に関わる情報システムの企画、開発又はデータ処理若しくは計算等に関する業務
		24	防災	水防、土砂防災、震災、都市防災及び交通・道路防災等に関する調査、企画、立案、若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		25	その他	施工管理、資料整理等上記に掲げる以外の土木関係建設コンサルタントに関する業務

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容
204	地質調査	1	地質調査	建設事業に必要な地質又は土質について調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供及びこれらに付随する業務
205	補償コンサルタント	1	土地調査	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算及び土地境界確認等
		2	土地評価	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償及び地下使用等に関する調査又は補償金額の算定
		3	物件	建築物、一般工作物等の物件、居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
		4	機械工作物	機械工作物に関する調査又は補償金額の算定
		5	営業及び特殊補償	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定
		6	事業損失	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
		7	補償関連	事業に対する意向調査、生活再建調査等の調査、地権者等に対する補償説明、事業認定申請図書の作成及びその他公共補償に関する業務
		8	総合補償	公共用地取得計画図書の作成、公共用地取得に関する工程管理業務、関係住民等に対する補償方針の説明及び公共用地交渉業務等用地補償業務全般に対しての総合的な知見を必要とする業務
206	不動産鑑定	1	不動産鑑定	土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する業務
207	登記手続等	1	登記手続等	土地家屋調査、不動産の登記及びそれに付随する業務や公共事業に伴う補償に関する調査等で上記に掲げる業務以外の業務

【測量・設計等業務申請登録にあたっての注意事項】

- ① 「測量業務」、「建築関係建設コンサルタント」及び「不動産鑑定」の登録を希望される方は、各関係法令で規定する登録を受けていることが必要です。
- ② 委任先を定めて上記3業務の登録を希望する場合は、委任営業所が法令等で規定する登録を受けていることが必要です。
- ③ 次に掲げる業務の入札参加資格登録を希望する場合は、【役務提供業務】の該当業種で別途申請してください。
 - ◇建設事業に直接関連しない調査又は環境測定業務（計量証明業務、流量調査業務、漏水調査業務、地下埋設物調査業務、管路カメラ調査業務等）
 - ◇建設事業に直接関連しないコンサルティング業務（情報システム、環境・資源・エネルギー関連、産業・経済関連・交通、保健・福祉・医療関連、教育・文化関連）
 - ◇建設事業に直接関連しない一般的な情報処理サービスに係る業務

(別 表3)

入札参加資格審査申請受付業種一覧（物品調達等業務）

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	類似業種の取扱い
301	文具・事務機器	1	文具類・事務用品	文房具・事務用品	
		2	事務機器	印刷機、複写機、ファクシミリ、裁断機、レジスター	什器類は「家具・インテリア類」
		3	印章	印章、ゴム印、スタンプ	
		4	用紙類	PPC用紙、上質紙、更紙、投票用紙、プリンター用インクジェット紙	
		5	紙製品類	包装紙、和洋紙、段ボール	
		6	選挙用機器	選挙用品、投票箱、記載台、計数機	
		99	その他の文具・事務機器類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
302	コンピューター機器	1	パソコン、パソコン周辺機器	パソコン本体、パソコン関連機器、既成ソフトウェア	ソフトウェアの開発業務は【役務提供業務】
		2	パソコン消耗品	プリンター、トナーカートリッジ	プリンター用紙関係は「文具・事務機器類」
		3	パソコン機器修理及び保守点検		
		99	その他のコンピューター機器類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	情報処理サービス関係は【役務提供業務】
303	印刷製本	1	一般印刷物	活版印刷、カーボン印刷、オフセット印刷、写真植字	
		2	フォーム印刷	連続帳票印刷、OCR、OMR	
		3	特殊印刷	ステッカー、ラベル、シール、ブリペイドカード、ラミネート加工	
		4	複写印刷	青写真、コピー、マイクロ写真、第2原図焼付け	
		5	製本	議案書、学校簿、資料集	
		6	地図印刷		地図の調製は【測量・設計等業務】
		7	印刷用物品販売	インクトナー、印刷機マスター	
		99	その他の印刷製本類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
304	カメラ・写真	1	カメラ・カメラ用品	スチールカメラ、フィルム、写真用機材	デジタルカメラは、「電気・通信機器類」
		2	写真撮影	人物写真、航空写真	航空測量は【測量・設計等業務】
		3	写真現像・焼付	フィルムの現像、プリント、引伸ばし	
		99	その他のカメラ・写真類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	電子機器類での撮影又は撮影した映像等をもとにCD等を作成する場合は【役務提供業務】
305	電気・通信機器	1	家電製品	乾電池、家電製品、照明器具	
		2	通信機器	電話、電話交換機、無線機、視聴覚機材、アンテナ	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		3	電気・音響設備機器	発電機、変圧器、分電盤、制御盤、照明設備、放送機器	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		99	その他の電気・通信機器類		
306	精密機器	1	光学機器	双眼鏡、顕微鏡、望遠鏡、映写機	
		2	理化学機器	分析機器、試験実験機器、試験検査器具	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	類似業種の取扱い
306	精密機器	3	計測用機器	測量機器、気象観測機器	
		4	時計	体育館用時計、屋外時計、柱時計	
		99	その他の精密機器類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
307	医療・福祉機器	1	医療機器	診療診断用機器、治療用機器、検査用機器、調剤器具	
		2	医療用品	試験紙、包帯、注射器、医療用消耗品	
		3	医薬品	家庭用・業務用医薬品、ワクチン、麻薬	工業用薬品、農業用薬品は「農林水産資材・薬品類」
		4	介護・福祉機器	車いす、歩行補助用具、健康増進器具	
		99	その他の医療・福祉機器類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
308	冷暖房・衛生・厨房機器	1	一般用冷暖房機器	冷暖房設備機器、ブルーヒーター	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		2	一般用衛生機器	浴槽、便器、焼却炉、リサイクル機器、生ゴミ処理器、洗面台	施設備付けの設備機器類の保守点検は【役務提供業務】
		3	厨房用品	調理器具、食器類	
		4	家庭用厨房機器	流し台、湯沸し器、ガス器具	
		5	施設用厨房機器	作業台、食器洗浄器、業務用厨房機器	
		99	その他の冷暖房衛生・厨房機器類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
309	日用品・贈答品	1	日用雑貨販売	台所用洗剤、荒物、金物、傘、その他日用雑貨	※清掃用品は除く
		2	清掃用品	ほうき、モップ、トイレ清掃用品、玄関マット	
		3	ポリ袋・包装資材	ごみ袋、各種ナイロン袋、発泡スチロール	段ボール等は、「文具・事務機器類」
		4	玩具・小物	竹とんぼ、こま、ぬいぐるみ、日本人形	
		5	記念品・贈答品	盾、トロフィー、メダル、バッジ、ギフト用カタログ	
		6	金券	商品券、印紙、切手	商品券のうち「図書券」は「書籍・図書用品類」
		7	葬祭礼具	花輪、仏具、提灯	
		8	貴金属類	宝石、老眼鏡	
		99	その他の日用品・贈答品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
310	繊維・ゴム・内装品	1	被服	事務服、作業服、白衣、消防用被服、防寒着	スポーツウェアは「運動用品・遊具類」
		2	寝具・繊維製品	毛布、軍手、タオル、布地、呉服、布製かばん	
		3	内装・インテリア	絨毯、カーテン、ブラインド、壁紙、その他インテリア用品	
		4	染物・縫製品	法服、半天	案内・イベント用の幕、旗は「看板・記章・標識類」
		5	帽子	布製の帽子	防災関係の帽子等は「消防・交通安全器具類」
		6	履物	足袋、草履、下駄、ゴム長靴、安全靴	
		7	ゴム・ナイロン製品	合羽、シート、ゴムホース、合成樹脂製品	
		8	革製品	皮製かばん・ベルト	
		99	その他の繊維・ゴム・内装品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	舞台用緞帳、暗幕は「美術工芸品・舞台類」

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	類似業種の取扱い
311	家具・木工品	1	オフィス家具・什器	事務机・イス、キャビネット、ロッカー、書架、展示用ショーケース	図書館用の什器は「書籍・図書用品」
		2	学校用家具	教室用机・椅子、生徒用ロッカー	
		3	医療用家具	薬品戸棚、医療用ベット	
		4	一般家具	応接セット、スチール家具、ベッド、タンス、鏡台	
		5	木工品製造・修理	オーダーメイド木工品の製造及び修理	
		99	その他の家具・木工品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
312	美術工芸品・舞台道具	1	美術品	美術品、画材	
		2	工芸品	こけし、陶器等の郷土民芸品及び伝統工芸品	
		3	舞台用大道具・小道具	舞台用緞帳、暗幕、大道具・小道具	
		99	その他の美術工芸品・舞台類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
313	教材・教育用品	1	教育用品(教科書は除く)	教育用機材、標本、見本	教科書販売は「書籍・図書用品類」
		2	視聴覚教材	OHP、学校用放送機器	視聴覚ソフトは「音楽・視聴覚用品類」
		3	技術家庭科用教材	ミシン、教材用工具	
		4	幼稚園・保育園教材	保育用教材	遊具は「運動用品・遊具類」
		5	黒板販売・修理	黒板、黒板関連用品	
		99	その他の教材・教育用品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
314	書籍・図書用品	1	書籍	一般図書、法規図書、図書券、図書カード	
		2	教科書	学校用教科書、問題集、指導書	
		3	地図	地図全般、住宅地図	地図の調製は【測量・設計等業務】
		4	図書用品販売	書架、ブックトラック	
		5	教科書等編集・出版	教科書又は参考書等の編集又は出版	
		99	その他の書籍・図書用品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
315	音楽・視聴覚用品	1	楽器類販売	各種楽器、楽譜	
		2	視聴覚ソフト	既成品CD又はDVDソフト等電子ソフトの販売	電子ソフトを自ら作成する場合は【役務提供業務】
		3	楽器修理		
		4	ピアノ調律		
		99	その他の音楽・視聴覚関連用品	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
316	運動用品・遊具	1	スポーツウェア	スポーツユニフォーム、スポーツシューズ	
		2	一般スポーツ用品	運動器具、用具、武道具	
		3	体育用具・保育遊具	学校・保育用遊具、学校体育用具・体育関係教材	公園等屋外遊具の保守点検は【役務提供業務】
		4	レクリエーション用品	キャンプ用品、レジャー用品等	
		5	体育用品修理及び保守点検		
		99	その他の運動用品・遊具類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	類似業種の取扱い
317	消防・交通安全・防犯用品	1	消防設備機器	消防ポンプ、ホース、消火器、消防標識、火災報知器、	消防ポンプ車は「車輛・船舶類」
		2	防災・救命用器具	ヘルメット、防災頭巾、防煙マスク、担架、防災備蓄品、避難器具	
		3	交通安全・防犯用品	誘導灯、交通安全用教材、防犯ブザー	
		4	鍵・金庫	耐火金庫、金庫用鍵の作成、金庫用鍵穴の修繕	
		99	その他の消防・交通安全・防犯用品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
318	看板・記章・模型	1	看板	木製又は一部木製の看板、掲示板の作成、設置及び撤去（通常建設業許可が必要と思われるものを除く。）	選挙用掲示板の設置又は撤去は【役務提供】
		2	標識	金属、プラスチック製の案内板又はプレート	道路標識は「建材・資材類」
		3	幕	懸垂幕、横断幕又は道路等に設置するのぼり旗	緞帳、舞台用幕は「美術品・舞台類」
		4	記章	バッジ、名札、室内札	印章は「文具事務機器類」
		5	模型品	展示用模型品の製造・販売	
		99	その他の看板・記章・模型品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
319	建材・資材	1	建設材料	砕石等石材、セメント・コンクリート製品、生コン	
		2	管・電気工事材料	鉄管、鉛管、ヒューム管、電線、絶縁材料	
		3	道路資材	道路標識、カーブミラー、デリネーター、ネットフェンス、融雪剤	一般的に工事に分類される標識設置は【建設工事】
		4	鋼材	鉄鋼製品、鋳鉄製品、陶管類、非鉄金属、サッシ	
		5	木材	木材、合板、竹材、丸太	
		6	塗料	塗料、溶剤、接着材、防水材	
		7	建具・表具	襖、障子、畳、壁紙、ガラス、シャッター	一般的に工事に分類される建具・表具等の入替は【建設工事】
		8	仮設資材	プレハブハウス、仮設トイレ、組立物置	
		99	その他の建材・資材類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
320	農林水産資材・薬品	1	園芸用品	生花、植木、苗、種子、観葉植物、造園用品	
		2	工業用薬品	塩素、硫酸、苛性ソーダ、消毒薬剤、消石灰、水処理剤	
		3	農業用薬品	除草剤、肥料等	
		4	火薬	火薬類の販売、花火打上	
		5	動物用薬品	飼料・各種駆除剤	
		6	動物・昆虫	飼育用動物及び飼育用昆虫	
		99	その他農林水産資材・薬品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
321	産業用機械・器具	1	産業機械	ブルドーザー、バックホウ、削岩機	一般的にナンバープレートを付けない車両機械
		2	工作機器	プレス機械、研削盤、溶接機械、切断機、電動工具	
		3	上下水道機器	水道メーター、各種弁、下水道関連機器	水道メーターの検針に係る業務は【役務提供業務】
		4	農林用機器	草刈機、チェーンソー、噴霧機、農・林業用機器、食品加工機器	

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容	類似業種の取扱い
321	産業用機械・器具	5	水産機器	魚群探知機、プイ、水槽、漁具	
		6	産業用機械類修理及び保守点検	建設・農業用機械の修理及び保守点検	
		7	産業用機器類修理及び保守点検	工作、上下水道、農林水産用機器類の修理及び保守点検	
		99	その他の産業用機械・器具類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
322	車輛・船舶	1	一般車両	普通自動車、軽自動車、トラック、バス	
		2	特殊車両	除雪車、消防ポンプ車、移動入浴者、図書館車、スポーツレイキ、高所作業車	一般的にナンバープレートを付け走行する車両
		3	二輪車・自転車	自動二輪車、原動機付自転車、自転車	
		4	車両部品販売	タイヤ、バッテリー、車両装備品の販売及び取付、修理	
		5	車両整備・修繕	一般車両又は特殊車両の整備、車両板金、塗装又は車両検査	
		6	船舶	船舶類の販売、整備及び修理	
		99	その他の車両・船舶類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
323	油脂・燃料	1	車両・機械用燃料	ガソリン、軽油、混合油	
		2	冷暖房用燃料	重油、灯油、石炭	
		3	気体燃料	プロパンガス、窒素ガス、水素ガス	
		4	石油製品製造・販売	アスファルト、プラスチック、合成樹脂	
		99	その他油脂・燃料類		
324	自動機器	1	自動販売機	自動販売機、自動券売機	
		2	駐車場管理機器	駐車場監視システム	
		99	その他自動機器類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
325	食料品	1	米穀	米	
		2	野菜・果物	野菜・果物	
		3	食肉・食肉製品製造	食肉、ハム、食肉を用いた惣菜品等	
		4	魚介類・魚肉ねり製品	魚・貝類、魚肉ソーセージ、ハンペン等	
		5	鶏卵	鶏卵	
		6	大豆製品、蒟蒻類	自らが製作する納豆、豆腐、蒟蒻類	メーカー品は「一般食料品」
		7	麺	自らが製作する蕎麦、うどん、ラーメン等の乾麺又は生麺	メーカー品は「一般食料品」
		8	パン・菓子	自らが製作するパン、洋菓子又は和菓子等	メーカー品は「一般食料品」
		9	調理加工食品・乾物類	自らが製作する漬物、海苔	メーカー品は「一般食料品」
		10	油脂・調味料	自らが製作する食用油、バター、醤油、味噌	メーカー品は「一般食料品」
		11	牛乳・乳製品	自らが製作する牛乳、ヨーグルト、チーズ	メーカー品は「一般食料品」
		12	飲料水・酒	ペットボトル又は瓶等に封入された清涼飲料水、果物飲料又は清酒等	
		13	お茶・コーヒー	お茶の葉、コーヒー豆、ティーバック飲料	

種別コード	業務種別	細目コード	細目種別	業務の内容	類似業種の取扱い
325	食料品	14	氷雪	食用又は食品保存用氷又はドライアイス	
		15	仕出・弁当	大会用弁当又は会議用オードブル	
		16	一般食料品	缶詰、既製菓子、メーカー製造のパン、カップラーメン等	
		99	その他の食料品類	(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	
326	リース	1	リース	物品等における複数年リース	【申請登録にあたっての注意事項】③を参照のこと
399	その他	99	その他	上記以外に掲げるもの(希望する品目等を登録票のその他欄に詳しく記載してください。)	

【物品調達業務申請登録にあたっての注意事項】

- ① 営業を行うにあたって法令で許可等が必要とされている業務の入札参加資格登録を希望される場合は、それら許可等を有していることが必要です。
- ② 物品調達等業務で取り扱う業務範囲は、上記に掲げる27分類の物品販売のほか、取扱っている物品類の修繕、保守管理及び賃貸借となります。ただし、備考欄に記載があるものについてはそれに従い申請してください。
- ③ 種別コード326「リース」は、物品等の賃貸借期間が複数年となるファイナンスリース契約を想定しております。
したがって、物品を複数年(概ね5年以内)借り受ける代価として、その期間の賃借料を支払う契約を市と直接締結できる方のみ登録申請をしてください。
また、社会通念上一般的に「リース」という表現を使っている場合でも、契約期間が1年未満となる賃貸借については、それぞれ該当する業務種別により登録申請を行ってください。
- ④ 備考欄に記載のあるものの他、次に掲げる業務での入札参加資格登録を希望される方は、それぞれ該当する業務区分で別途申請してください。
 - ◇設置するにあたり一般的に建設業に分類されるような大規模な電気通信設備機器類又は冷暖房衛生厨房設備機器類の設置→【建設工事】
 - ◇工事によって設置する大規模な電気通信設備機器類又は冷暖房衛生厨房設備機器類の保守又は点検に係る業務→【役務提供業務】
 - ◇学校又は公園等に設置してある屋外遊具を保守点検又は管理する業務→【役務提供業務】
 - ◇公衆用道路への道路標識設置など一般的に建設業許可が必要な看板の設置→【建設工事】
 - ◇畳やサッシなどを入替する業務のうち一般的に建設業に該当すると判断されるもの→【建設工事】
 - ◇測量成果をもとに地図を調製する業務→【測量・設計等業務】
 - ◇航空測量業務→【測量・設計等業務】
 - ◇情報処理サービス及びサーバー等ネットワーク関係の保守管理業務→【役務提供業務】
 - ◇ビデオカメラ又はデジタルビデオカメラ等電子機器で撮影、又はその撮影記録を使用して電子ソフトに変換する業務→【役務提供業務】
 - ◇継続的に学校等に食事を供給する業務→【役務提供業務】
 - ◇選挙用看板を設置又は撤去する業務→【役務提供業務】
 - ◇砕石又はアスファルト等建設資材を用いて道路を舗装する業務のうち、一般的に建設業に該当すると判断されるもの→【建設工事】

(別 表4)

入札参加資格審査申請受付業種一覧（役務提供業務）

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
401	警備業務	1	一般警備	施設巡回警備、交通整理、雑踏警備等に関する業務
		2	機械警備	機械による警備に関する業務
402	建築物環境衛生管理業務	1	建築物清掃	建築物の床清掃、ワックスがけ又は窓ガラス等の日常清掃若しくは定期清掃に関する業務（下記に示す清掃業務は除く。）
		2	建築物空気調和用ダクト清掃	建築物の空気調和用ダクトの清掃に関する業務
		3	建築物飲料水貯水槽清掃	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃に関する業務
		4	建築物排水管清掃	建築物の排水管の清掃に関する業務
		5	建築物ねずみ・昆虫等防除	建築物における鼠又は昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせる恐れのある動物の防除に関する業務
		6	特定建築物維持管理	建築物環境衛生管理基準に従い特定建築物の維持管理等を行う業務
403	環境整備業務	1	道路清掃	道路及び側溝等の清掃に関する業務
		2	管渠清掃	上水道、下水道管渠等の清掃に関する業務
		3	施設環境整備	公共施設の敷地周辺及び公園等屋外における清掃又は環境美化に係る業務で軽作業分類される業務
		4	害虫殺菌駆除	スズメ蜂等屋外における有害鳥獣害虫駆除又は森林、砂場等の殺菌消毒に関する業務（建築物の防鼠・防虫及び樹木病害虫駆除を除く。）
		5	雪おろし	建築物等の屋根に積もった雪の雪おろしをする業務
404	森林緑地保全業務	1	庭園管理	芝生の育成管理、樹木の剪定、冬囲い及び松食い虫防除等緑地又は庭園の管理に関する業務
		2	除草・草刈	公園及び市有地内の除草及び法面等の草刈に関する業務
		3	森林整備	森林地帯における樹木の保育伐採、本数調整伐、受光伐及び広域範囲における森林の松くい虫の防除等に関する業務
		4	造林	ブナ・アカマツ等の造林に関する業務
405	施設管理運営業務	1	受付、案内及び電話交換	庁舎等における受付及び電話交換に関する業務
		2	用務員	学校等における用務員に関する業務
		3	機械運転	中央監視装置、自動制御盤等の建物機械設備運転管理に関する業務
		4	一般施設管理運営	体育館、教育文化施設、公園及び駐車場等の施設運営又は管理に関する業務（舞台関係施設の管理運営業務は除く。）

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
405	施設管理運営業務	5	舞台施設管理運営	文化ホール等舞台施設に常駐し舞台装置設備等の操作又は管理に関する業務
		6	射撃場管理運営	射撃場施設の管理運営及びブーラーに関する業務
		7	プール管理運営	プール監視員の配置若しくは入場者の管理等屋内又は屋外プールの管理運営に関する業務
406	水処理等施設管理業務	1	上水道施設維持管理	ポンプ場及び配水池等水処理施設の施設管理運営に関する業務
		2	下水道処理施設維持管理	マンホールポンプの維持管理又は汚泥処理等下水道処理施設の維持管理に関する業務
		3	浄化槽維持管理	浄化槽の維持管理、清掃等に関する業務
		4	オイルタンク維持管理	地下オイルタンクの維持管理、清掃等に関する業務
407	設備等保守管理業務	1	電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検に関する業務
		2	電気設備保守管理	受変電設備、照明設備若しくは蓄電池設備等電気設備の保守点検又は管理に関する業務（舞台又は屋外照明設備は除く。）
		3	消防設備保守管理	消防設備の保守点検又は管理に関する業務
		4	空調衛生設備保守管理	冷暖房空調機械設備及び給排水衛生設備の保守点検又は管理に関する業務（ボイラー及び冷凍機は除く。）
		5	ボイラー設備保守管理	ボイラー設備の保守点検又は管理に関する業務
		6	冷凍機保守管理	高圧ガスにより運転する冷凍機の保守点検又は管理に関する業務
		7	昇降機設備保守管理	エレベーター、ダムウェーター等昇降機設備の保守点検又は管理に関する業務
		8	自動ドア設備保守管理	自動ドア設備の保守点検又は管理に関する業務
		9	電話通信設備保守管理	電話、防災無線等通信設備の保守点検又は管理に関する業務（10.に示す放送設備は除く。）
		10	放送設備保守管理	一般視聴覚設備、舞台音響機械設備等屋内又は構内における放送設備の保守点検又は管理に関する業務
		11	舞台吊物設備保守管理	舞台用吊物設備の保守点検・管理に関する業務
		12	舞台照明設備保守管理	舞台用照明設備の保守点検・管理に関する業務
		13	屋外照明設備保守管理	グラウンド等屋外照明設備の保守点検・管理に関する業務
		14	遊具類保守管理	学校及び公園等に設置してある遊具の保守点検・管理に関する業務
99	その他の設備保守管理	上記に掲げるもの以外の機械設備等保守点検・管理に関する業務（希望する業務内容を登録票のその他欄に詳しく記載してください。）		
408	計量証明業務	1	計量証明（濃度）	大気、水又は土壌中の濃度の測定に関する業務

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
408	計量証明業務	2	計量証明（特定濃度）	大気、水又は土壌中ダイオキシン類の濃度測定に関する業務
		3	計量証明（音圧・振動）	一般環境等における音圧レベル及び振動加速度レベル等の測定に関する業務
409	環境測定業務	1	建築物飲料水水質検査	建築物における飲料水について水質基準に関する省令に掲げる方法により行う水質検査に関する業務
		2	建築物空気環境測定	建築物における空気環境（浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率等）測定に関する業務
		3	臭気測定	臭気の測定、異臭原因の調査及び異臭対策コンサルタントに関する業務
		4	放射性物質測定	放射性物質の被ばく量等の測定に関する業務
410	調査・分析業務	1	流量調査	河川及びダム又は上下水道本管内の水位及び流量の調査及びダムの定期観測等流量を調査する業務
		2	漏水調査	音聴器や漏水探知機を用いて、給水管や下水道管等地下埋設管の漏水量を調査する業務
		3	地下埋設物・空洞調査	地下埋設されている地下構造物等や空洞箇所の調査に関する業務
		4	管路カメラ調査	テレビカメラによる上下水道管路内の調査に関する業務
		5	生態系調査	森林、河川等に生息する動物・植物の一般的な生態系調査に関する業務（建設事業に係る影響予測調査を伴うものを除く。）
		6	臨床検査	血液成分検査及び検便等の臨床検査に関する業務
		99	その他の調査、分析等業務	上記に掲げる計量証明、環境測定又は調査・分析で掲げた以外の調査測定等に関する業務（希望する業務内容を登録票のその他欄に詳しく記載して下さい。）
411	情報処理サービス業務	1	システム開発	情報システム開発又は運用に関する業務
		2	ネットワーク保守管理	サーバー等ネットワークの保守管理に関する業務
		3	データ入力・分析	資料等を基にデータを入力する業務若しくはデータを基に行う集計又は分析等に関する業務
		4	ホームページ作成	ホームページの作成又は企画立案若しくは助言に関する業務
412	文書作成業務	1	速記	速記反訳に関する業務
		2	翻訳	英文和訳又は和文英訳等の翻訳に関する業務
		3	筆耕	賞状、感謝状及び講演会題目等の筆耕に関する業務
		4	会議録作成	会議等の会議録作成に関する業務
413	文書管理業務	1	文書管理	文書の保存及び文書管理コンサルタントに関する業務
		2	機密文書抹消処理	庁内機密文書の抹消処理に関する業務

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
413	文書管理業務	3	郵便物封入封緘	郵便物の封入封緘に関する業務
414	コンサルティング業務	1	情報システム・通信関連	庁内情報システム全般に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務（建設事業及び地域通信ネットワークに係るものを除く）
		2	環境・資源・エネルギー関連	環境、資源及びエネルギー等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務
		3	保健・福祉・医療関連	保健、福祉及び医療等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務
		4	産業・経済・交通関連	産業及び経済等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務
		5	教育・文化・芸術関連	学校教育、生涯学習若しくは文化・芸術等の分野に関連する事項に係る調査、企画立案及び助言等に関する業務
		6	行政運営	行政改革等市政運営全体に関するコンサルタント業務
415	イベント企画運営業務	1	広告代理	ポスター及びマスメディア等を利用した広告の企画制作に関する業務
		2	イベント企画・運営	イベントの企画、運営に関する業務
		3	会場設営・手配	屋内及び屋外イベント会場におけるテント又は椅子等（それらに係る備品等を含む。）の手配及び設営に関する業務
		4	舞台設営管理	イベント会場等における照明、音響機器等舞台装置の手配及び搬入又はそれら機材等の操作に関する業務
		5	選挙看板設置	選挙時における看板の設置及び撤去に関する業務
		6	放送・アナウンス	選挙啓発等宣伝放送用テープの録音及びイベント等での司会者等手配に関する業務
		7	電子ソフト作成	映画、イベント等をビデオ等の機材を用いて撮影する業務又はその撮影内容を基に電子ソフトを製作する業務（一般的な写真撮影は除く。）
		8	講師・インストラクター派遣	講演会又は講習会への講師、スポーツインストラクター等の斡旋及び派遣に関する業務
		9	問題作成・講習会	試験問題の作成及び講習会等の企画、運営に関する業務
416	運行業務	1	運転代行	市又は自らが手配した普通乗用車を運行する業務
		2	大型バス運行	大型バスを自ら手配し、運行する業務
		3	送迎バス運行	通学等における送迎バスを自ら手配し運行する業務
417	運搬業務	1	一般貨物	一般貨物を運搬する業務
		2	美術品・特殊品運搬	美術品、現金又は特殊品を運搬する業務
		3	引越	庁舎又は学校等移転時における物品の梱包又は搬入に関する業務
418	給食業務	1	給食調理	給食センター等市が保有する調理施設において食事を調理する業務

種別 コード	業務種別	細目 コード	細目種別	業務の内容
418	給食業務	2	給食提供	自らが保有する施設において食事を調理しその食事を学校等に供給運搬する業務
		3	食料品運搬	調理済み給食又は食料品を運搬又は宅配する業務
419	介護福祉業務	1	介護福祉サービス	在宅介護全般に関する業務
		2	在宅緊急通報システム	在宅緊急通報システムの手配、供給及び管理に関する業務
420	廃棄物収集運搬処理業務	1	一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物を収集、運搬する業務
		2	一般廃棄物処分	一般廃棄物を処分する業務
		3	産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物を収集、運搬する業務
		4	産業廃棄物処理処分	産業廃棄物を処分する業務
		5	特別管理産業廃棄物収集運搬	特定管理産業廃棄物を収集、運搬する業務
		6	特別管理産業廃棄物中間処理	特定管理産業廃棄物を中間処理する業務
		7	特別管理産業廃棄物最終処分	特定管理産業廃棄物を最終処分する業務
		8	不法投棄物撤去	不法投棄物の回収、処分業務
		9	不用品買受・資源回収	古紙、鉄屑、非金属屑等不用品等の買受け、資源回収・リサイクルに関する業務
499	その他のサービス	1	旅行業	旅行の企画運営に関する業務
		2	クリーニング	衣類、寝具及びカーペットのクリーニングに関する業務
		3	保険業	生命保険又は損害保険に関する業務
		4	公金徴収管理業務	市税、手数料又は各種使用料の徴収に関する業務
		5	水道メーター検針	水道メーター検針に関する業務
		6	レセプト点検	レセプト点検に関する業務
		7	埋蔵文化財関連	出土品について分析、調査、検出遺構や出土品の劣化、腐食等を防ぐ処理をする業務等発掘調査支援及び埋蔵文化財全般に関連する業務
		8	人材派遣	一定期間労働者の派遣を行うことに関する業務
		99	その他	上記に掲げる業務以外の業務（希望する業務内容を登録票のその他欄に詳しく記載して下さい。）

【役務提供業務申請登録にあたっての注意事項】

- ① 営業を行うにあたって法令で許可等が必要とされている業務の入札参加資格登録を希望される場合は、それら許可等を有していることが必要です。
- ② 次に掲げる業務の入札参加資格登録を希望する場合は、【測量・設計等業務】で別途申請してください。
 - ◇用地測量業務、航空測量業務、地図の調製に係る業務（道路台帳等の整備含む。）不動産鑑定業務、登記手続に関する業務
 - ◇公共事業に係る調査又はコンサルタント業務（補償コンサルタント、交通量調査及び建設事業に係る環境影響予測調査等）
 - ◇建設事業に直接関連するコンサルタント業務（建設コンサルタントのうち都市計画及び地方計画に該当する業務等）
 - ◇設計積算システム等建設事業に関わる情報システムの企画・開発・コンサルタント及びデータ処理等業務
 - ◇地域通信ネットワーク等の整備に係る情報システムコンサルティング業務（土木関係建設コンサルタントのうち電算・計算業務に該当する業務等）
- ③ 次に掲げる業務の入札参加を希望する場合は、【物品調達】で別途申請してください。
 - ◇物品調達に該当する品目の修繕、保守管理及びリース

